

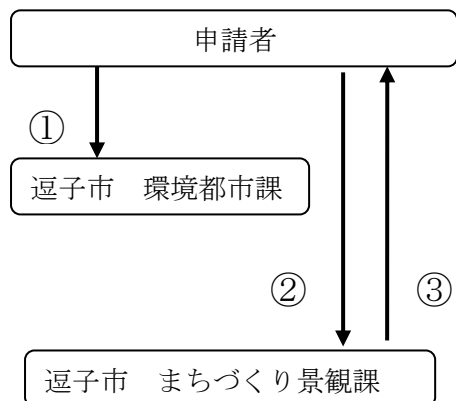
# 都市計画施設の区域内に建築物の建築をしようとするときは、 都市計画法第 53 条第 1 項の許可が必要です

都市計画法第 53 条第 1 項の規定による許可は、次に掲げる要件に該当し、かつ、容易に移転し、又は除却できるものであると認められる建築物で、都市計画事業の施行に支障がないと認められるものについて行うものとします。

## 許可に関する運用基準

- 前提条件 —— 容易に移転し、又は除却することができるものであること。
- 階数・形状 —— 階数が3以下で、かつ、地階を有しないこと。
- 主要構造部 —— 木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。
- 地下掘り込み車庫 一定の要件において認める。

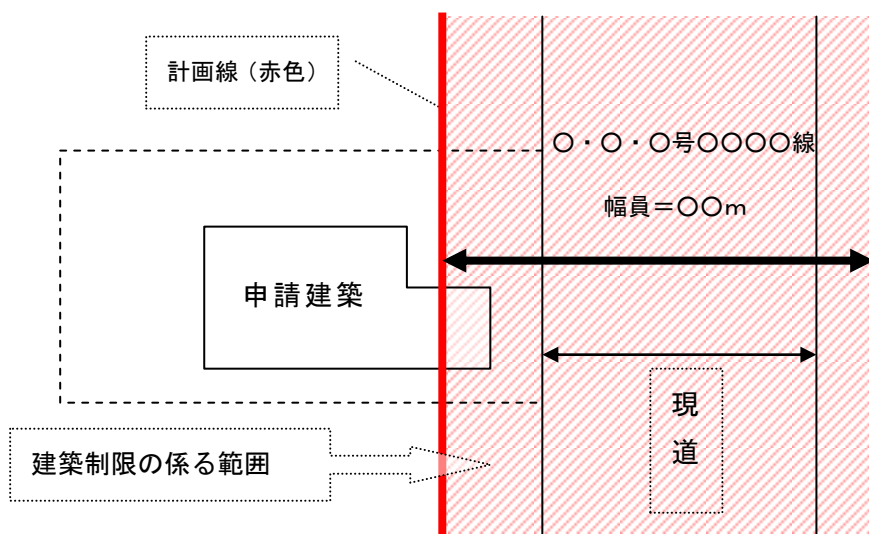
## 申請書提出から許可書が発行されるまでの流れ



- ①配置図と立面図に都市計画ラインを記載して、環境都市課で確認を受けてください。
- ②申請書と添付書類を1部ずつまちづくり景観課に提出してください。
- ③まちづくり景観課から申請者へ許可書を交付します。  
(※標準処理期間は15日間です。)

## 配置図記載例

- ※ 都市計画道路名称を記入する。
- ※ 都市計画道路幅員を記入する。



### 逗子市環境都市部まちづくり景観課

逗子市逗子五丁目2番16号

TEL 046-873-1111 (代表) FAX 046-873-4520

E-mail machi@city.zushi.lg.jp

(様式1)

都市計画施設等区域内行為許可申請書

平成 24 年 4 月 1 日

逗子市長

申請者

郵便番号 249-8686  
住所 逗子市逗子五丁目2番16号  
氏名 逗子 しずお  
電話番号 046-873-1111



代理人

郵便番号 249-0000  
住所 逗子市逗子〇丁目〇番〇号  
氏名 〇〇開発 代表取締役 内 けい子  
電話番号 046-873-0000



〔法人にあつては、主たる事務所の所在地  
名称及び代表者の氏名〕

都市計画法第53条第1項の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

建築物の敷地の 所在及び地番	逗子市逗子五丁目2番16号		
建築物の構造	木造		
新築等の別	新築 ・ 増築 ・ 改築 ・ 移転		
規 模	敷地面積	250.00	m <sup>2</sup>
	建築面積	100.00	m <sup>2</sup>
	延床面積	200.00	m <sup>2</sup>
工事施行期間	許可の日から 6 か月		

添付書類

1 案内図

方位、施行箇所、道路その他の交通機関及び目標となる土地建物（駅、停車場、公共建築物、河川及び湖沼等）及び距離を明示してください。図面は地形図（縮尺 1/2,500）を標準とします。

2 配置図

方位、地名、地番、敷地の境界線、敷地に接する道路の位置及び幅員を明示してください。図面の縮尺は、1/500 以上を標準とします。

3 平面図

図面の縮尺は 1/200 以上を標準とします。

4 断面図

原則として横断面図及び縦断面図の2種類、主要部分の材料の種別及び仕上方法を明示してください。図面の縮尺は、1/200 以上を標準とします。

5 立面図

2面以上のものを用意し、縮尺は 1/200 以上を標準とします。

※ 配置図及び立面図に都市計画ラインを記載し、逗子市役所環境都市課で確認を受けてください。

6 その他

代理人に委任するときの委任状など